

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告 示〉

- 〇結核指定医療機関の指定 ー
- 〇結核指定医療機関の指定辞退 ー
- 〇受胎調節実地指導員の指定 一
- 〇窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法による知事が定める測定方法 二
- 〇りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法による知事が定める測定方法 三
- 〇昭和五十五年六月奈良県告示第二百十二号（水質汚濁防止法施行規則に規定する知事が定める排水の期間）の一部改正 五
- 〇漁業免許の事前決定 五
- 〇土地改良事業計画の変更認可 六
- 〇土地収用法に基づく事業の認定 六
- 〇平成十三年四月奈良県告示第四十 六

告 示

八号（歳入の収納事務の委託）の一部改正

〈公 告〉

- 〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 六
- 〇開発行為に関する工事の完了 七
- 〇一般競争入札の実施 八
- 〇右 同 九
- 〇〈教育委員会告示〉
 - 〇奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定名勝の指定の解除 一〇
 - 〇奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定文化財の指定の解除 一一
 - 〇右 同 一二
- 〇〈正 誤〉
 - 〇平成十四年七月十九日付け奈良県公報第千三百八十二号正誤表 一二

奈良県告示第二百十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十四年七月二十六日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日の出診療所	大和高田市日之出町二一番六号	平成十四年七月一日
サン薬局香芝店	香芝市上中八三三一	平成十四年七月五日

奈良県告示第二百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十四年七月二十六日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
日の出診療所	大和高田市日之出町二一一	平成十四年六月三十日

奈良県告示第二百十七号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成十四年七月二十六日

奈良県知事 柿本善也

指定証番号		住 所	氏 名
四八六	桜井市大字桜井二六八番地の一		松元蘭子

奈良県告示第二百十八号

室素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成十三年十二月十三日環境省告示第七十七号。以下「告示」という。）第一の一ただし書の規定に基づき、特定排出水の室素含有量に関する汚染状態の計測方法を別表第一の上欄に掲げる要件ごとに当該下欄に掲げる計測方法のとおり定め、告示第二の一のただし書の規定に基づき、特定排出水の量の計測方法を別表第二の上欄に掲げる要件ごとに当該下欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第二の三の規定に基づき用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合の当該特定排出水の量の計測法を別表第三のとおり定め、告示第四の二ただし書の規定に基づき、排水及び特定排水以外の排出水の室素含有量に関する汚染状態及び量の計測方法を別表第四の上欄に掲げる要件ごとに中欄及び下欄に掲げる計測法のとおり定める。ただし、別表第一中第六号に掲げる計測法は、特定施設が新たに設置され、又は特定施設の構造等が変更された日から二月を超えない期間に限り適用するものとする。

別表第一

要 件	計 測 法
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記一(二)
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排水の場合	右同

別表第二

三 一部の小規模な生活排水等その他の汚染状態が小さく、かつ、その量が少なくいと認められる特定排水の場合	右同
四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によつて総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	右同
五 特定排出水の汚染状態が常に一定であると認められる場合	右同
六 新たに設置され、又は構造等が変更された特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水の場合	右同
七 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	右同

要件		汚染状態の計測法		量の計測法	
		排水 水以外の	特定排出	排水 水以外の	特定排出
別表第四					
要件		用水の量と特定排水の量との関係が一定であり、直接的に特定排水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる一部の小規模な生活排水等の場合		計測法	
		告示別記二(一)又は二(二)		日平均排水量が四百立方メートル以上である指定地域内事業場	日平均排水量が四百立方メートル未満である指定地域内事業場
別表第三					
要件		三 一部の小規模な生活排水等その他の汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排水の場合		右同	
		四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合		右同	
		五 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合		右同	

奈良県告示第二百十九号					
りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成十三年十二月十三日環境省告示第七十七号。以下「告示」という。）第一の一ただし書の規定に基づき、特定排水のりん含有量に関する汚染状態の計測方法を別表第一の上欄に掲げる要件ごとに当該下欄に掲げる場合					
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記一(一)	告示別記一(一)	告示別記二(一)	告示別記二(一)	排水
二 指定地域内事業場に特定排水以外の排水の測定場所が数多く存在している場合における当該指定地域内事業場の中でも量が少なく認められる冷却水等の特定排水の場合	告示別記一(二)	告示別記一(二)	告示別記二(二)	告示別記二(二)	排水
三 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	告示別記一(三)	告示別記一(三)	告示別記二(三)	告示別記二(三)	
四 特定排水以外の排水の汚染状態が一定であると認められる場合	告示別記一(四)	告示別記一(四)	告示別記二(四)	告示別記二(四)	
五 前各号に定められるもののほか排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記一(五)	告示別記一(五)	告示別記二(五)	告示別記二(五)	

る計測方法のとおり定め、告示第二の一のただし書の規定に基づき、特定排出水の量の計測方法を別表第二の上欄に掲げる要件ごとに当該下欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第二の三の規定に基づき用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合の当該特定排出水の量の計測方法を別表第三のとおり定め、告示第四の二ただし書の規定に基づき、排水及び特定排水以外の排水のりん含有量に関する汚染状態及び量の計測方法を別表第四の上欄に掲げる要件ごとに中欄及び下欄に掲げる計測法のとおり定める。ただし、別表第一中第六号に掲げる計測法は、特定施設が新たに設置され、又は特定施設の構造等が変更された日から二月を超えない期間に限り適用するものとする。

別表第一

要件	計測法
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記一(三)
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排水の場合	右同
三 一部の小規模な生活排水等その他の汚染状態が小さく、かつ、その量が少なくと認められる特定排水の場合	右同
四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によつて総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	右同
五 特定排水の汚染状態が常に一定であると認められる場合	右同

別表第二

六 新たに設置され、又は構造等が変更された特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水の場合	右同
七 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	右同
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記一(三)
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について流量計等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排水の場合	右同
三 一部の小規模な生活排水等その他の汚染状態が小さく、かつ、その量が少なくと認められる特定排水の場合	右同
四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によつて総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	右同
五 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	右同

別表第三

要 件	計 測 法	
	日平均排水量が四百立方メートル以上である 指定地域内事業場	日平均排水量が四百立方メートル未満である 指定地域内事業場
用水の量と特定排水の量との関係が一定であり、直接的に特定排水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる一部の小規模な生活排水等の場合	告示別記二(一)又は二(二)	告示別記二(一)、(二)又は二(三)

別表第四

要 件	汚染状態の計測法		量の計測法	
	排水	特定排水以外の 排水	排水	特定排水以外の 排水
	告示別記一(三)	告示別記一(三)	告示別記二(三)	告示別記二(三)
	告示別記一(二)	告示別記一(二)	告示別記二(二)	告示別記二(二)

三 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	告示別記一(三)	告示別記一(三)	告示別記二(三)	告示別記二(三)
四 特定排水以外の排水の汚染状態が一定であると認められる場合	告示別記一(三)	告示別記一(三)	告示別記二(三)	告示別記二(三)
五 前各号に定められるもののほか排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記一(三)	告示別記一(三)	告示別記二(三)	告示別記二(三)

奈良県告示第二百二十号

昭和五十五年六月奈良県告示第二百十二号（水質汚濁防止法施行規則に規定する知事が定める排水の期間）の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から施行する。
平成十四年七月二十六日

「化学的酸素要求量」の下に、「窒素含有量及びりん含有量」を加える。
奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第二百二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。
平成十四年七月二十六日

第一 免許の内容たるべき事項及び関係地区

奈良県知事 柿 本 善 也

一 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

二 漁場の位置

奈良市及び山辺郡山添村

三 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の布目ダム貯水池の区域

基点第一号 奈良市丹生町二〇六一の四の布目ダムの堰堤の下流端と布目川右岸との接点

基点第二号 奈良市北野山町八五九の一の布目ダムの堰堤の下流端と布目川左岸との接点

基点第三号 山辺郡山添村大字北野八〇五の四の布目副ダムの堰堤の下流端と布目川右岸との接点

基点第四号 山辺郡山添村大字桐山三九七の四の布目副ダムの堰堤の下流端と布目川左岸との接点

四 関係地区

奈良市、山辺郡山添村及び都祁村

第二 免許申請期間

平成十四年八月十日から同年九月十五日まで

第三 免許予定日

平成十四年十一月一日

備考

この告示に係る免許の存続期間は、平成十四年十一月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。

奈良県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十四年七月十七日窪田土地改良区営土地改良事業（維持管理事業）の計画変更について認可した。

平成十四年七月二十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第二百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十四年七月二十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 起業者の名称 御杖村

二 事業の種類（仮称） みつえ温泉交流館建設事業

三 起業地

ア 収用の部分 宇陀郡御杖村大字神末地内

イ 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 御杖村役場産業建設課

奈良県告示第二百二十四号

平成十三年四月奈良県告示第四十八号（歳入の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成十四年七月二十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

第二号中「橿原市曲川町七丁目九番四五号」を「御所市柳原一番一」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
平成十四年七月二十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあった年月日

平成十四年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奈良ネイチャーネット

三 代表者の氏名

谷口 曉

四 主たる事務所の所在地

高市郡高取町清水谷一〇二〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、京阪神奈良地区の人々に対し、自然環境の保全に関する事業と安全な食と健康に関する事業を行うことによって、自然共生・資源循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十四年七月二十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十四年七月五日第七〇一三四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十八日第五六七三号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市矢田町五八一二番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市矢田町六〇七二番地ノ一七

山田原自治会 代表者 武田淑朗

一 許可番号

平成十四年四月二十八日第六八一六〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十九日第五六七四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年七月十九日第三六七〇号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字上之庄三二一ノ一番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地ノ三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄三二一ノ一番地の一部

下水道 桜井市大字上之庄三二一ノ一番地の一部

一 許可番号

平成十四年四月二十三日第六八一八八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十九日第五六七五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年七月十九日第三六七一号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市新口町一八九番地ノ一、一九二番地ノ二及び一九三番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町一五三番地二

有限会社 ハウジングシカヤ 代表取締役 木山たづ子

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 橿原市新口町一八九番地ノ一の一部、一九二番地ノ二及び一九三番地ノ一の

一部

下水道 橿原市新口町一八九番地ノ一、一九二番地ノ二及び一九三番地ノ一の各一

部

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。
平成十四年七月二十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

第一 競争入札に付する調達の内容

一 入札物件

奈良県情報システム課 カット紙プリンターの借入れ

二 入札物件の数量及び特質

カット紙プリンター一式

三 借入期間

平成十四年九月一日から平成十五年三月三十一日まで

四 納入場所

奈良市登大路町三〇番地 奈良県総務部情報システム課

五 入札方法

入札は、一箇月当たりの借入金額（物件の搬入、設置、調整及びこれに付随する作業に要する経費、操作等の説明に要する経費及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までの条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができず。

- (1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目〇一の賃貸業務に登録して

いる者であること。

- (4) この公告に示した調達物品及び数量を確実に納入することを証明できる者であつて、過去二年間に国又は地方公共団体において、県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

- (5) この公告に示した調達物品及び数量を確実に納入することを証明できる者であり、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。

第三 入札書の提出場所等

- 一 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

〒六三〇―八五〇― 奈良市登大路町三〇番地

奈良県総務部情報システム課情報システムグループ（県庁情報管理棟一階）

電話（代表）〇七四二―二二一― 内線二六四八

二 入札説明会の日時及び場所

平成十四年七月三十日 午後三時

奈良県庁第四二会議室（県庁主棟四階）

三 入札の日時及び場所

平成十四年八月十九日 午前十一時

奈良県庁第五一会議室（県庁主棟五階）

第四 その他

一 入札保証金

免除します。

二 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の百分の十に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条第一項ただし書きの規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は免除します。

三 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第二の(4)及び(5)に関し、調達借入物品の適合規格承認申請をするとともに、調達借入物品

の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、平成十四年八月十六日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) (1)の提出資料に基づき、第二の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

五 契約書作成の要否

要します。契約は、県との間のリース契約とします。

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

七 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す調達物品の適合規格承認申請の手続が必要です。）

八 支払条件

契約者は、物品の使用月の翌月に請求を行い、奈良県は、支払請求書を受理した日から三十日以内に契約者に支払うものとします。

九 その他

詳細は、入札説明書によります。

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成十四年七月二十六日

第一 競争入札に付する調達の内容

奈良県知事 柿 本 善 也

一 入札物件

奈良県情報システム課用端末機器等の借入れ

二 入札物件の数量及び特質

奈良県情報システム課用端末機器等一式

三 借入期間

平成十四年九月一日から平成十五年三月三十一日まで

四 納入場所

奈良市登大路町三〇番地 奈良県総務部情報システム課

五 入札方法

入札は、一箇月当たりの借入金額（物件の搬入、設置、調整及びこれに付随する作業に要する経費、操作等の説明に要する経費及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までの条件すべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目〇一の賃貸業務に登録している者であること。

(4) この公告に示した調達物品及び数量を確実に納入することを証明できる者であって、過去二年間に国又は地方公共団体において、県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(5) この公告に示した調達物品及び数量を確実に納入することを証明できる者であ

り、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。

第三 入札書の提出場所等

- 一 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県総務部情報システム課情報システムグループ（県庁情報管理棟一階）

電話（代表）〇七四二一二二一〇一 内線二六四八

二 入札説明会の日時及び場所

平成十四年七月三十日 午後一時三〇分

奈良県庁第四二会議室（県庁主棟四階）

三 入開札の日時及び場所

平成十四年八月十九日 午前十時

奈良県庁第五一会議室（県庁主棟五階）

第四 その他

一 入札保証金

免除します。

二 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の百分の十に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条第一項ただし書きの規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は免除します。

三 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第二の(4)及び(5)に関し、調達借入物品の適合規格承認申請をするともに、調達借入物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、平成十四年八月十六日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (2) (1)の提出資料に基づき、第二の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落

札対象者とします。

- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

五 契約書作成の要否

要します。契約は県との間のリース契約とします。

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

七 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す調達物品の適合規格承認申請の手続が必要です。）

八 支払条件

契約者は、物品の使用月の翌月に請求を行い、奈良県は、支払請求書を受理した日から三十日以内に契約者に支払うものとします。

九 その他

詳細は、入札説明書によります。

教育委員会告示

奈良県教育委員会告示第八号

次の県指定名勝は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、平成十三年一月二十九日付け文部科学省告示第九号で名勝に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十九条第二項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

平成十四年七月二十六日

奈良県教育委員会委員長 廣橋 平 司

名 称	所 在 地	地 番	所 有 者
法華寺庭園	奈良市法華寺町	八八二番	法華寺 奈良市法華寺町八八二番地

奈良県教育委員会告示第九号

次の県指定有形文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、平成十三年六月二十二日付け文部科学省告示第百九号で重要文化財に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第五条第三項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

平成十四年七月二十六日

奈良県教育委員会委員長 廣 橋 平 司

名 称	員 数	所 有 者	所 在 地
絹本著色古野曼荼羅	一幅	西大寺 奈良市西大寺芝町二丁目一番五号	奈良市西大寺芝町二丁目一番五号

奈良県教育委員会告示第十号

次の県指定有形文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、平成十四年五月二十三日付け文部科学省告示第九十一号で重要文化財に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第五条第三項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

平成十四年七月二十六日

奈良県教育委員会委員長 廣 橋 平 司

名 称	員 数	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所 在 地
称念寺本堂	一棟	桁行二〇・〇五メートル、梁間二・三九メートル、入母屋造、向拝一間、本瓦葺	称念寺 橿原市今井町三丁目二番二九号	橿原市今井町

正 誤

平成十四年七月十九日付け奈良県公報第千三百八十二号正誤表

段	行	誤	正
一 上	目次中「町の区域及び名称の変更」は「字の区域の変更」の誤り。		
七 上	町の区域及び名称	字の区域	
十一	新町名 現町名 新町となる区域	他の字を編入する字 他の字に編入される字 編入される区域	
十五 下	誤り。		
	Q二の電算業務	O一の賃貸業務	

【定 価】 一 か 月 九 百 円 一 部 売 り 一 枚 に つ き 十 二 円 (共 に 送 料 、 消 費 税 別)

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二―二〇二
(代)

印 刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一―八
電話 〇七四二―三五―七三二
(代)

本誌は再生紙を使用しています。